

介護保険料の決まり方

みなさんが住んでいるまちで必要と思われる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、本人と世帯の課税状況や所得などに応じて段階的に決まります。

保険料の「基準額」の決まり方

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。

$$\text{基準額(年額)} = \text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)} \div \text{市区町村の65歳以上の人数}$$

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

介護保険料を納め始めるのは

65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例	10月1日生まれ	9月分から
	10月2日生まれ	10月分から



65歳になる年度の保険料について

4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料(介護保険分)から納めます。65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

例 10月2日生まれの人の場合

65歳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4~9月分を、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料から納めます。						10月~翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。					

国民健康保険(国保)の加入者は、65歳になった月以降も国保の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは4月から65歳になる月の前月までの分を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。

チャートをつかって自分の介護保険料を確認しましょう

